議　　第　　２４１　　号

令和 ７ 年 ９ 月 １ 日提出

熊本市病院事業条例の一部改正について

熊本市病院事業条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市病院事業条例の一部を改正する条例

熊本市病院事業条例（平成２０年条例第１１７号）の一部を次のように改正する。

第４条第６項の表中「１３，２００円」を「１６，５００円」に、「１２，０００円」を「１５，０００円」に、「１１，０００円」を「１４，３００円」に、「１０，０００円」を「１３，０００円」に、「６，６００円」を「７，７００円」に、「６，０００円」を「７，０００円」に、「５，５００円」を「６，６００円」に、「５，０００円」を「６，０００円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前に利用の申込みがなされた熊本市立熊本市民病院の特別室の使用料の額については、この条例による改正後の熊本市病院事業条例第４条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提出理由）

熊本市民病院の特別室の使用料の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。